



秋田市 資格取得助成事業

賃金向上を支援しています

～就職や正規雇用転換、キャリアアップに役立つ資格を取得したかたへ費用の一部を助成します～

■対象資格は裏面をご覧ください。

	対象者	補助率・額	申請者	対象者別の添付書類	申請に必要な書類等
(1)	求職登録者 (在職中の正規雇用者を除く)	2分の1以内 (上限10万円) 千円未満端数切捨	本人	・ハローワークで求職活動を継続していることがわかる書類の写し(受付票など※) ※雇用保険受給資格者証、職業訓練受講指示書等の写しでも可。 (いずれも、発行日(更新日)や最終受講日から2カ月間有効)	①補助金交付申請書 (窓口にあります。HPからもダウンロードできます) ②領収書原本 (内訳書を含む) ③取得した資格の登録証、免許証などの写し (運転免許証は交付後のもの) ④申請者の「完納証明書 (市税に未納がない証明書)」 (市民税課などで発行) ⑤左記「対象者別の添付書類」に記載のもの ⑥申請者の口座番号
(2)	非正規雇用者 (市内事業所に勤務する者で、雇用期間の定めがあるか、週の労働時間が30時間未満)			・雇用契約書など労働条件がわかるものの写し	
(3)	離職後、再就職のために学校(大学・専門学校等)に入学した者			・離職証明書など離職したことがわかる書類の写し ・資格取得のための学校を卒業したことがわかる書類の写し	
(4)	正規雇用者 (※市内事業所に勤務する者。国・地方公共団体等に勤務する者を除く。)	2分の1以内 (上限5万円) 千円未満端数切捨	本人 または 事業所	・在職を証明できる書類の写し(保険証など) ・事業者の代表者が申請する場合は、「定款や所在地証明書の写し等」、「対象者の完納証明書」	
(5)	市内在住の個人事業主			前年分の確定申告書等の写し	

■技能検定試験

	対象者	補助率・額	申請者	対象者別の添付書類	提出書類
	上記表の(1)～(5)の者	2分の1以内 (上限2万円) 千円未満端数切捨	本人 または 事業所	上記表の(1)～(5)と同じ	上記表の提出書類と同じ

- ① 対象者 市内に住所を有し、市税の滞納がなく、上記表「対象者」のいずれかにあてはまるかた
- ② 資格取得の時期 免許証や登録証書などの交付日等が令和4年3月以降であること
- ③ 申請手続き 資格取得後に申請(運転免許証は免許証交付後)
1人につき年度内1回とし、過去に補助を受けたことがある資格等は対象外です。
(ただし、予算額に達し次第、受付を終了します。)
- ④ 対象経費 受講料(受講に必須のテキスト代も可。内訳がわかる資料を添付してください。)
受験料(合格した分のみ)、登録料
上記表「対象者(3)」のかたは、授業料と入学金も対象
- ⑤ 対象外の経費 独学用テキスト代、振込手数料、写真代、旅費等

令和4. 4発行

■対象資格

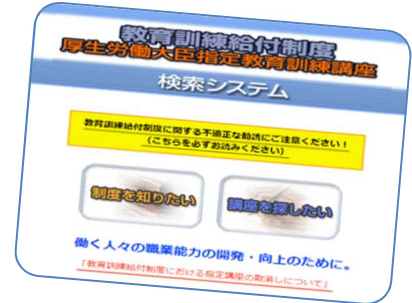
(1) 求職者、(2) 非正規雇用者、(3) 再就職入学者のかた

★教育訓練給付制度の教育訓練講座で取得可能な資格等が対象です。

(例) 日商 PC、医療事務、介護福祉士、
大型自動車、フォークリフト等

事務系、技術系、サービス系など様々な資格があります。

「教育訓練給付制度 検索システム」のホームページ
でご確認ください。



教育訓練給付制度 検索システム

検索

(4) 正規雇用者および(5) 個人事業主のかた

★下記の「建設運輸関連資格」が対象です。

(令和2年度から労働安全衛生法に基づく特別教育は対象外になりました。)

No.	資格・免許名		資格・免許名
1	普通自動車第二種免許	21	技術士(補)
2	準中型自動車免許	22	建築物環境衛生管理技術者
3	中型自動車免許(一種・二種)	23	測量士(補)
4	大型自動車免許(一種・二種)	24	宅地建物取引士
5	大型特殊自動車免許(一種・二種)	25	電気工事士(一種・二種)
6	けん引免許(一種・二種)	26	高圧ケーブル工事技能講習
7	自動車整備士	27	電気主任技術者(一種・二種・三種)
8	自動車検査員	28	電気通信主任技術者
9	特定自主検査	29	電気通信設備工事担任者
10	運行管理者	30	給水装置工事主任技術者
11	管工事施工管理技士(一級・二級)	31	解体工事施工技士
12	建設機械施工技士(一級・二級)	32	消防設備士(甲種・乙種)
13	建築施工管理技士(一級・二級)	33	危険物取扱者
14	造園施工管理技士(一級・二級)	34	労働安全コンサルタント
15	電気工事施工管理技士(一級・二級)	35	労働安全衛生法に基づく免許 ※ 移動式クレーン運転士など
16	電気通信工事施工管理技士(一級・二級)		
17	土木施工管理技士(一級・二級)	36	労働安全衛生法に基づく技能講習 ※ 車両系建設機械、玉掛けなど
18	舗装施工管理技術者(一級・二級)		
19	舗装診断士	37	建設業法に基づく登録基幹技能者 ※ 登録電気工事基幹技能者など
20	建築士(一級・二級)		

※35,36,37についてはHPに一覧を掲載

秋田市役所 企業立地雇用課

市HPのQRコード→

〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 (3階 窓口3-7)

電話 018-888-5734 / FAX 018-888-5732

E-mail: ro-inbl@city.akita.lg.jp

